報告２

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したため，別紙のとおり報告します。

令和５年３月２４日

三次市教育委員会教育長　　迫田　隆範